

別表第6(第2条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1第85号に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表第86号に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表第87号に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

(1) 申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅			5,800円
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	119,000円
	(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	22,200円
	仕様・計算併用法(住宅部分の外皮性能を、誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この表において同じ。)による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	33,200円
	標準計算法(基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この表において同じ。)による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	44,900円
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	183,000円
	仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円

	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	390,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	434,000円
		標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		334,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		431,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		615,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		758,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの		896,000円

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る手数料の額及び他の建築物の部分に係る手数料の額を合算した額とする。
- 2 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、基準省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合の手数料の額は、(2)イ(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 手数料(誘導仕様基準以外による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。
- 4 手数料(誘導仕様基準による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
- 5 手数料について、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、(1)ア又は(2)アに掲げる額とする。